



2022年5月11日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマト

代表者名 代表取締役社長執行役員 町田 豊

(コード番号:1967 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役執行役員管理本部長 藤井政宏

(Tel 027-290-1800)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月15日開催予定の第77回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の目的

##### (1) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が[2022年9月1日]に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 現行定款第17条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
(参考書類等のインターネット開示) 第17条 <u>当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類および事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u>	< 削除 >

<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p><u>第 17 条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p style="text-align: center;">&lt; 新 設 &gt;</p>	<p style="text-align: center;">(附則)</p> <p><u>1.</u> 現行定款第 17 条 (参考書類等のインターネット開示) の削除および変更案第 17 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2.</u> 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条 (参考書類等のインターネット開示) はなお効力を有する。</p> <p><u>3.</u> 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日：2022 年 6 月 15 日 (予定)
- (2) 定款変更の効力発生日：2022 年 6 月 15 日 (予定)

以 上